

## 令和8年度 グリーンピア岩沼運動教室業務仕様書

この仕様書は、令和8年度 グリーンピア岩沼運動教室業務の概要を示すものとし、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の目的達成のために必要と認められる軽微な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 業 務 名 令和8年度 グリーンピア岩沼運動教室業務
2. 業 務 目 的 総合健康増進事業の一環として、グリーンピア岩沼の施設を活用した陸上運動教室及び水中運動教室（以下「運動教室」という。）を開催し、グリーンピア岩沼の施設利用者に自主的な健康づくりを促し、また、運動習慣の確立を支援することを目的とする。
3. 実 施 場 所 岩沼市北長谷字切通1-1 地内
4. 業 務 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
5. 対 象 グリーンピア岩沼の施設利用者とし、医師による運動制限の指示を受けていない者とする。
6. 業 務 内 容
  - (1) 運動教室の内容に関すること
    - ① 企画
    - ② 年間計画の策定
    - ③ 募集要項の作成と周知
  - (2) 参加者の受付に関すること
    - ① 受付
    - ② 参加者名簿の管理
    - ③ 問い合わせへの対応
  - (3) 運動教室の実施に関すること
    - ① 会場設営
    - ② 参加者の安全確保と事故防止策の徹底
    - ③ 安全な運動方法の指導
    - ④ 参加者の運動能力に合わせた指導
  - (4) 参加者からの意見に関すること
    - ① 要望及び意見の収集・改善
    - ② 軽微な苦情への対応

- (5) 教室参加券等の取り扱いに関すること  
別添「令和8年度 グリーンピア岩沼運動教室参加券取扱要領」及び「令和8年度 グリーンピア岩沼運動教室参加引換券取扱要領」に従うものとする。
- (6) 施設管理に携わる事業者との連携に関すること
  - ① 事業者との連携を図り、委託者及び運動教室参加者に不利益となる争いを避けるものとする。
  - ② 不測の事態等が発生した場合は、必要に応じて他業者等との連絡調整を行い、事態の早期収束に努めるものとする。
- (7) その他、業務の実施に必要なこと

## 7. 業務従事者

- (1) 資格に関すること  
運動指導に従事する者については、公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士又は健康運動実践指導者、公益財団法人日本スポーツ施設協会が認定する各種指導者等、指導にあたって必要な資格を有し、高い知識と技能を有する者又はその者と同等の知識と技能を有すると委託者が認める者とする。
- (2) 身だしなみに関すること
  - ① 頭髪
    - ア. 清潔さ、さわやかさを基本とし、不適切な色や髪形は避けること。
  - ② 装身具等
    - ア. 業務従事に必要と認められるものを除き、色付コンタクトレンズ、装身具を着用してはならないものとする。
    - イ. 香りの強い化粧品、整髪料、香水等を使用してはならないものとする。
  - ③ その他
    - ア. 公共施設での業務従事に相応しい身だしなみを整え、教室参加者等に不快感を与えることがないよう清潔を保つものとする。

## 8. 開催日時

- (1) 陸上運動教室においては、日曜日、祝日を除く日とする。ただし、年末年始（令和8年12月28日から令和9年1月4日）及び岩沼市立学校の夏季休業日（令

和8年7月21日から令和8年8月25日)の土曜日、  
8月12日から8月16日を除く。

- (2) 水中運動教室においては、火曜日、日曜日、祝日を除く日とする。ただし、年末年始(令和8年12月24日から令和9年1月4日)及び岩沼市立学校の夏季休業日(令和8年7月21日から令和8年8月25日)の土曜日、8月12日から8月16日を除く。
- (3) 運動指導実施時間は、陸上運動教室は9時から20時、水中運動教室は10時から20時とする。1回あたりの対応時間は概ね45分から60分とする。ただし、移動時間は含まないものとする。
- (4) 運動教室の開催日時は、委託者、受託者協議して定めるものとし、運動教室に参加しない施設利用者の活動に重大な支障をきたさないよう配慮した日時とする。
- (5) 予定回数 1,121回(陸上運動教室 293回、水中運動教室 828回)なお、過年度分の実績は別紙1のとおり。予定回数について、自然災害の発生等により変動する場合、委託料の請求は運動教室の開催回数に応じて変動するものとする。また、運動教室開催日時に会場及び指導者を準備し、受講者がいない場合、指導に要する費用について、運動教室開催1回あたりの指導料の半額を支払うものとする。
- (6) 運動教室の開催に必要な物は受託者の負担において準備するものとする。なお、各施設に常備している市の所有物(別紙2のとおり)については、使用できるものとし、委託者が更新するものとする。

#### 9. 業務完了届

- (1) 受託者は、毎月末において委託者職員の確認を受けて運動教室の業務完了届を作成し、当該月の翌月5日までに委託者へ提出するものとする。なお、3月分は当月中に提出するものとする。
- (2) 業務完了届には、運動教室開催回数集計表及び運動教室参加者数集計表を添付するものとする。

#### 10. 委託料の支払

- (1) 受託者は、前条の規定による業務完了届の提出とともに委託者が指定する請求書にて委託者へ委託料の支払いを請求するものとする。
- (2) 委託者は、前項の請求があったときは、その請求を

受けた日から30日以内にこれを支払うものとする。

11. 損害賠償 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負わなければならない。

## 12. 業務実施上の注意事項

### (1) 法令遵守

- ① 関係法令及び岩沼市例規を遵守し、それらの新規制定及び改廃等に注意を払うものとする。
- ② 業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏えい又は不当な目的に使用してはならないこととし、契約期間終了後及び業務従事者がその職を退いた後においても同様とする。

### (2) 社会的義務の履行

- ① 委託者の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならないものとする。
- ② 教室参加者等に不信感を抱かせる行為及び不快感を与える行為をしてはならないものとする。

### (3) 事故・急病人の対応

- ① 運動教室参加者に係る事故や急病人が発生した場合は、必要に応じて応急手当を施すものとし、重症と判断した場合は、救急車を要請するものとする。
- ② 前号及び発生した事故等については、事故報告書を作成し、速やかに委託者に提出するものとする。

### (4) 危機管理

- ① 業務の実施に当たっては、安全確保に十分配慮すること。
- ② 不測の事態等において、教室参加者を安全に避難誘導すること。

13. その他 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

別紙 1

開催年度	運動教室開催回数		運動教室参加人数	
	陸上	水中	陸上	水中
令和 3 年度	281	601	1,498	3,148
令和 4 年度	302	825	1,437	4,893
令和 5 年度	301	823	1,791	5,420
令和 6 年度	299	810	1,895	5,842
令和 7 年度	218	605	1,556	4,466

※令和 3 年度はコロナ感染拡大防止等のため、臨時休館期間があり  
当初の予定回数より開催回数が減少した。

※令和 7 年度の数値は令和 7 年12月31日時点

## 別紙2 運動教室備品一覧

### 陸上運動教室

- (1) バランスボール
- (2) ギムニックボール
- (3) ヨガマット
- (4) ジョイントマット
- (5) フォームローラー
- (6) ストレッチボール
- (7) ステップ板
- (8) 音響関係

### 水中運動教室

- (1) ビート板
- (2) アクアヌードル
- (3) アクアミット